

令和元年 第2回臨時会

高山村議会会議録

令和元年10月15日 開会

令和元年10月15日 閉会

高山村議会

令和元年第2回高山村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月15日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉会の宣告	14
○署名議員	15

令和元年高山村議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

令和元年10月15日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 財産の無償貸付について
日程第 4 議案第 2号 令和元年度高山村一般会計補正予算(第5号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	佐藤章彦君	住民課長	飯塚優一郎君
保健みらい 課長	林隆文君	農林課長	星野茂樹君
建設課長	飯塚欣也君	地域振興課長	割田眞君
教育課長	割田信一君		

事務局職員出席者

議会事務局長 後藤 好 書記 林 大生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまでございます。

本会議始まる前に先日の台風の件についてちょっとご挨拶を申し上げたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

このたびの台風19号、記録的な豪雨で甚大な被害を受けた方々のご心痛に対し、心よりお見舞い申し上げます。あわせて、早期に復興することをお祈り申し上げます。

以上です。

ただいまから、令和元年高山村議会第2回臨時会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さんおはようございます。

令和元年高山村議会第2回の臨時会に議員全員の皆様にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

また、過日13日には、台風19号の被害調査ということで大変ご苦労さまでした。

台風19号については、今のところ、死者58名、行方不明が15、けがをした人が211ということでございますけれども、この数字はまた今後変わるという予想でございます。高山についてはそう被害は幾つか大きいのはありますけれども、人的被害はございませんでした。

そして、東海から関東、東北に至るまで、マックス1,000ミリという豪雨をもたらした災害でありますけれども、内閣府のほうでは、これを激甚災害と捉えて対処するというところでございます。とても信じられないような状況の惨事を目の当たりにするわけでありましてけれども、今後、高山についても、そういった豪雨というのは予想されるわけでありまして。その際、人的被害等々、被害が少ないような形でいち早く避難していただくというような形で対処できるよう、これからも考えていかなければいけないと思います。

本日でございますけれども、2件の議案がございます。どうぞご審議の上、同意していただくことを心よりお願い申し上げまして私からの挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、平形眞喜夫議員及び8番、奈良哲男議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 財産の無償貸付について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

本案につきましては、JAあがつまAコープ高山店が本年8月をもって撤退されたことに伴い、その建物を含めた土地全てを村で所有し、日常の買い物が困難な状況に置かれている人々、いわゆる買い物弱者に対する支援事業の一環として、有限会社小池が行う小売業の運営事業に対し、本財産を無償で貸し付けることにより、生鮮食料品を含めた各種食料品等の販売事業が本村で新たに展開されることとなります。利用者の皆様に喜んでいただくことにより、村民福祉の増進を図っていきたいと考えておる次第でございます。

無償貸付する財産の内容でございますが、土地につきましては、高山村大字中山溝口2909番地の4、地目は宅地、地積は1,154平方メートルとなります。また、建物は高山村大字中山溝口2909番地の4、種類は店舗、構造は鉄骨造り平屋建て、床面積は283.53平方メートルとなります。

相手方につきましては、沼田市横塚町1207番地、有限会社小池、代表取締役小池岳仁氏となります。

無償貸付事業は、有限会社小池の店舗の用途として使用し、他の目的に供してはならないものといたします。

貸付期間は、令和元年10月16日から、令和6年10月31日までの間としたいものでございます。

慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林昌枝君） これから質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本件についての貸付契約の詳細な情報についてわからないので質問させていただきますが、建物並びにその建物に付随する設備等の経年劣化とか、塗装等による修理、修繕、これについての費用については、貸付側か貸し付けを受ける側か、どちらがそのような対処をするのかという点について、説明を求めます。

○議長（林昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 山口議員のご質問でございますけれども、ご質問の内容につきましては、すーぱーこいけ側が一切を持つという状況になります。

よろしくお願ひします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

9番、小林議員。

○9番（小林 進君） すーぱーこいけ、村民の人たちが、大変な対応をしている、本当にほっとしているところだと思います。

そこで、無償貸付ということで、地上権という問題があると思うんです。5年間というのは地上権が発生するのかわからないのか。また、地上権に対してのどう考えているのかをお伺ひいたします。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） 先ほどの小林議員の地上権設定ということでありましてけれども、先ほど提案理由にありましたように、今月の10月16日から令和6年の10月31日までの5年間ということで、今回地上権設定してございません。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 地上権を設定していないということですが、5年間でまた令和6年10月31日でもまた新たに契約をし直すという考え方でよろしいんですか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま小林議員からのご質問でありますけれども、そのとおりでございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑は。

小林議員。

○9番（小林 進君） 自分も……もんですから、5年間で地上権が発生するんじゃないかな。その辺はどうなんでしょう。すーぱーこいけに。その辺のところをお聞きしたかったんですけど。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） よくアパートとかそういうところと契約するときは、恐らく2年か3年だと思ひます。それは地上権というか居住権というものが発生しないために、そこで契約をし直しているんだと思ひますが、その辺地上権がすーぱーこいけさんのほうに自然に発生しちゃうんじゃないかなというところからの質問。その辺のところどうなんでしょう。

地上権というのは、地上権が相手側に発生してしまうと、地価というのはもうゼロになっ

てしまいます。地上権だけで売買することになる。そこまでやる場所ではないと思いますけれども、そういうふうに必要なものなので、よく調べたほうがよろしいのかと思います。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩いたします。

準備ができ次第開会いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時32分

○議長（林 昌枝君） 再開いたします。

小林議員。

○9番（小林 進君） 私も、ちょっと違っていたかもしれませんが、地上権というのは村のほうで渡すか渡さないかというのを決めて好意的にやるんだろうと思います。そして、何でこんなことを言ったかといいますと、自分たちが貸している建物の地上、往々に地上権を発生しています。そしたら銀行の担保に出るんです。土地が畑のように。全部地上権が入ります。そういうふうな形になったのでちょっと心配したんですけれども。

そして、これは一つの例なんですけれども沼田の本町通りを行って一番上の十字路の信号を左側に今、警察の……なんかがある、昔ぼろな長屋がありましたけれども、あれ何でって地主に聞いたら終戦当時1万円で貸したんだそうです。そして、ただ貸すよという形で貸した。それから居住権がついちゃって、……で、出るにはいいよと、さっき説明したようにいいよと感じでつくって出ていってくださいよという。まずそれ居住権、使用権という……のが持っている問題、これを心配してこういう質問をしたんですけれども、今総務課長調べてくれたようですので、説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 小林議員のご質問でございます、居住権ということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも契約に基づいたものでございまして、例えば、今回ですと5年、5年を過ぎても立ち退かないということであれば当然、契約違反ということでそちらのほうで訴訟なりができると思います。

ただ、借地契約に基づいておりますので、この契約につきましては、時効がないんだと、そういうことでございます。ですから、先ほども申し上げましたように、今回の5年であれ

ば、5年の契約に基づいて双方でその契約を守って進めていくのだということだそうです。あくまでも、居住権が立ち退かないということであることであれば、契約違反ということで、それについては時効がないということで、この契約のとおり進めていければよろしいかというふうに思います。

加えて申しますと、居住権ということで、昔は20年以上というようなお話がございましたが、今法律が変わって10年以上50年未満ということだそうです。それを過ぎると居住権が発生するのだというような法律があるようでございますけれども、今回の契約につきましては、5年間の契約ということでございます。この5年間の契約を過ぎて、例えばすーぱーこいけさんが、うちは5年過ぎてもここでやりたいんだというようなことを言って、営業し続けるということは契約違反ということですから、それはできないという解釈だと思います。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） ということは、5年間で居住権なり地上権なりが切れるということはないわけですね。その10年ということだから、5年というのは……。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） 小林議員の疑問点は、こういうことだと思います。

今、総務課長が説明したように、以前は20年と、だけれど今現在の法律では10年で発生しちゃうんだと、契約してなくても、権利が。それだけれども、今回は村のこの契約は契約をしておりますので。小林議員が心配しているのは、口約束の契約だと思います。その場合に、10年たつと居住権が発生しちゃうということだと思いますけれど。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 何回も申しわけないです。これも勉強だと思ってよろしく願います。

自分が心配したのは、アパートの関係で、アパートは常に2年か3年の契約をあれしてますよね。5年がちょっと長いかなという気がしたんです。それで、なんでアパートは昔自分もアパートにいたことがあるけれども、何で3年ごとに契約し直すんですかと言ったら、居住権が発生させないためということを知っていたものですから。5年というのちょっと長いかな、そっちの居住権なり地上権が発生しちゃうんじゃないかなということで、そういう心配があったものですからこういう質問をしたわけです。

そして、法律で今10年ということを知りました。10年たてば、つまり使用权なり居住権が発生をすると、そうすると、権利が向こうに、すーぱーこいけに移ってしまうということ

ですね。そういう考えでいいのでしょうか。

そして、その前に、契約で5年間の賃貸契約をするということで、だからこのあれは発生をする前にまた契約をし直すというふうに理解してよろしいのでしょうか。そういうことで。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） 今回5年で契約しますよね。でもそこで一旦契約が解除になりますよね。ですから居住権うんぬんはないという解釈です。

○9番（小林 進君） じゃ、また5年後にまた5年間の契約をしてやり直すと。

○副村長（飯塚哲也君） 一番簡単な方法でいうと、10年以上の契約を結んだ場合には、小林議員がご指摘のような疑問が出てくると思います。ですけれど、今の段階では5年で村は考えてますので、居住権云々は考えなくてもよろしいのではないかとということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） そのほか質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本件の財産の無償貸付につきましては、JAあがつまのAコープ高山店の撤退に伴う村民の買い物弱者の発生が予想されるということで、なるべく早急な対応をしていただきました。そういうことで、本件の無償貸付につきまして、賛成するとともに、村の対応を評価したいと思いますので、本件に賛成いたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 財産の無償貸付についての採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万3,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ34億8,375万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、保健福祉センター空調設備につきましては、本年度当初予算におきまして、設計監理業務を予定していたところでございますが、このたび環境省による地域の防災、減災と、低炭素を同時に実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業の追加公募がございました。この事業は、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備を導入し、温室効果ガスの排出抑制を行うことが事業の対象となっていることから、この際、空調設備のみならず、太陽光、蓄電池、LED照明設備、給湯設備等あわせて整備し、施設の長寿命化を図りたいというものでございます。大変有利な財源措置による事業ということから、実施を判断させていただきました。厳しい財政事情の中ではございますが、議員各位のご理解をいただき、事業を実施していきたいと考えているところでございます。

次に、豚コレラウイルスの侵入防止に対する緊急支援事業補助金の交付につきまして、お願いするものでございます。

本事業は、養豚経営体が防護柵を設置する場合、その経費の一部を補助するもので、実施主体は群馬県畜産協会となり、取り組み主体はJAあがつま養豚部が行うこととなります。本村で該当する生産者は1件となります。

補正につきましての詳細な内容は総務課長が説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 令和元年度高山村一般会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書 1 ページでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の補正となります。

第 2 条につきましては、継続費の補正となります。

第 3 条につきましては、地方債の補正となります。内容につきましては、議案書 4 ページ
でご説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表でございます。

継続費の補正でございますが、3 款 1 項社会福祉費、事業名は防災・減災省エネルギー設
備導入事業、事業総額は 3 億 5,520 万円となります。本事業を令和元年度、本年度と来年度、
令和 2 年度 2 カ年の継続事業で実施をお願いしたいというものでございます。

次に、第 3 表地方債の補正となります。

本表につきましては、継続費でご説明をさせていただきました、事業の令和元年度分年割
額に対する補助金が事業費の 4 分の 3 ということで 750 万円となります。残りの 250 万円に
つきまして、起債を立てて、事業の実施をお願いしたいというものでございます。

8 ページをごらんいただきます。

事項別明細書の説明となります。

歳入でございます。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税では、本補正に伴う財源不足を補うための増額補正
をお願いするものでございます。

次に、15 款国庫支出金、2 項 3 目衛生費国庫補助金では、継続費により実施いたします保
健福祉センター空調設備等の令和元年度年割額に対する事業費補助金となります。1,000 万
円に対し、4 分の 3 の補助割合となるものでございます。

次に、19 款繰入金、2 項 6 目社会福祉事業費繰入金では、当初予定しておりました保健福
祉センターの空調設備に伴う設計監理業務委託料に充当いたしました基金の繰入金の減額を
お願いするものでございます。

次に、22 款村債、1 項 3 目衛生債では、保健福祉センター空調等の整備事業に係る補助金
以外の事業費につきまして、本事業債を財源といたしたいというものでございます。

次に、9 ページでございます。

歳出のご説明をさせていただきます。

3 款民生費、1 項 7 目保健福祉センター費では、村長のご説明にございましたように、当

初予定されておりました、保健福祉センターの空調設備工事設計監理業務につきまして、その全額を減額をお願いし、新たに2カ年の継続事業により、保健福祉センター防災・減災省エネルギー設備の導入事業により整備したいというものでございます。本年度年割額1,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項4目畜産振興費では、アフリカ豚コレラ侵入防止対策緊急支援事業に対する補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

7款商工費、1項4目道の駅整備事業では、道の駅駐車場埋め立て地墓地移設につきまして、15節工事請負費から、22節補償補填及び賠償金への節の組み替えを行うものでございます。

以上、申し上げまして、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑は終わります。

これから討論を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 今回の補正の主なものにつきましては、保健福祉センターに太陽光発電を設置し、あるいは、空調設備、照明設備あるいは給湯器、これが平成11年の建設、平成12年4月の全面的な開所ということで、使用してから20年が経過していると思います。1階につきましては、学童保育あるいは保育所が設置されまして、2階は村民の健康を守る保健センターあるいは高齢者の老人福祉のためのデイサービスセンター等の複合施設でありまして、本村にとってはなくてはならない施設ではないかと思えます。

この20年たって経年劣化あるいは耐用年数が過ぎて、更新をしなければならないと、先ほど言った空調、照明、給湯、これにつきましては、現在地球温暖化問題が人類にとって非常に重大な問題を引き起こしておる。それらを二酸化炭素を抑制するために、環境省の補助金制度で4分の3補助金が出ると。保健福祉センターは、災害時の避難施設に指定されておるために、起債の元利償還金の2分の1を法定算入してもらえり有利な起債が使えるということで、本年は1,000万の調査費用。工事の大部分につきましては、来年度実施の2カ年の継

続事業ということのようでございますけれども、これはどうしてもしなければならない事業でございますし、また、81万の豚コレラの費用につきましても、これは速やかに豚コレラを防ぐための費用でございます。

どれを取りましても、大切な予算でございますので、全面的に本予算に対しましては、賛意を示しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 野上議員の賛成討論、もっともだと思いますので、それに続きまして、補足ということで、農林水産事業費、豚コレラ対策なんですけれども、これにつきましても、群馬県の山本知事、毎日ツイッター等で対策について毎日更新しているようでございますけれども、絶対に進めなくてはならないということで、そういう強い意思を、知事本人が発信していますので、それについても、賛成いたしたいと思います。

それから、道の駅整備事業費、この件につきましても、現在145号の法面工事していますが、その残土を埋め立てて、道の駅に埋め立てていますが、その墓地の移転についてということだと思っておりますけれども、今後の道の駅の利用につきまして、そういったことが一体化として利用できるということだと思います。今後の道の駅のいろいろな展開についても有利ということでぜひやっていただきたいと思います。

補足なんですけれども、その墓地の上の現在借地として道の駅の駐車場として使っているところがありますが、そこについても所有者の方は今後村に使っていただいてもいいという話を伺っていますので、次年度においても借地部分については、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ということで、賛成討論ということにいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本件は、原案のとおり採決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。
慎重審議、大変ありがとうございました。
以上をもちまして、令和元年高山村議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時56分